

議案第47号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定することについて議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

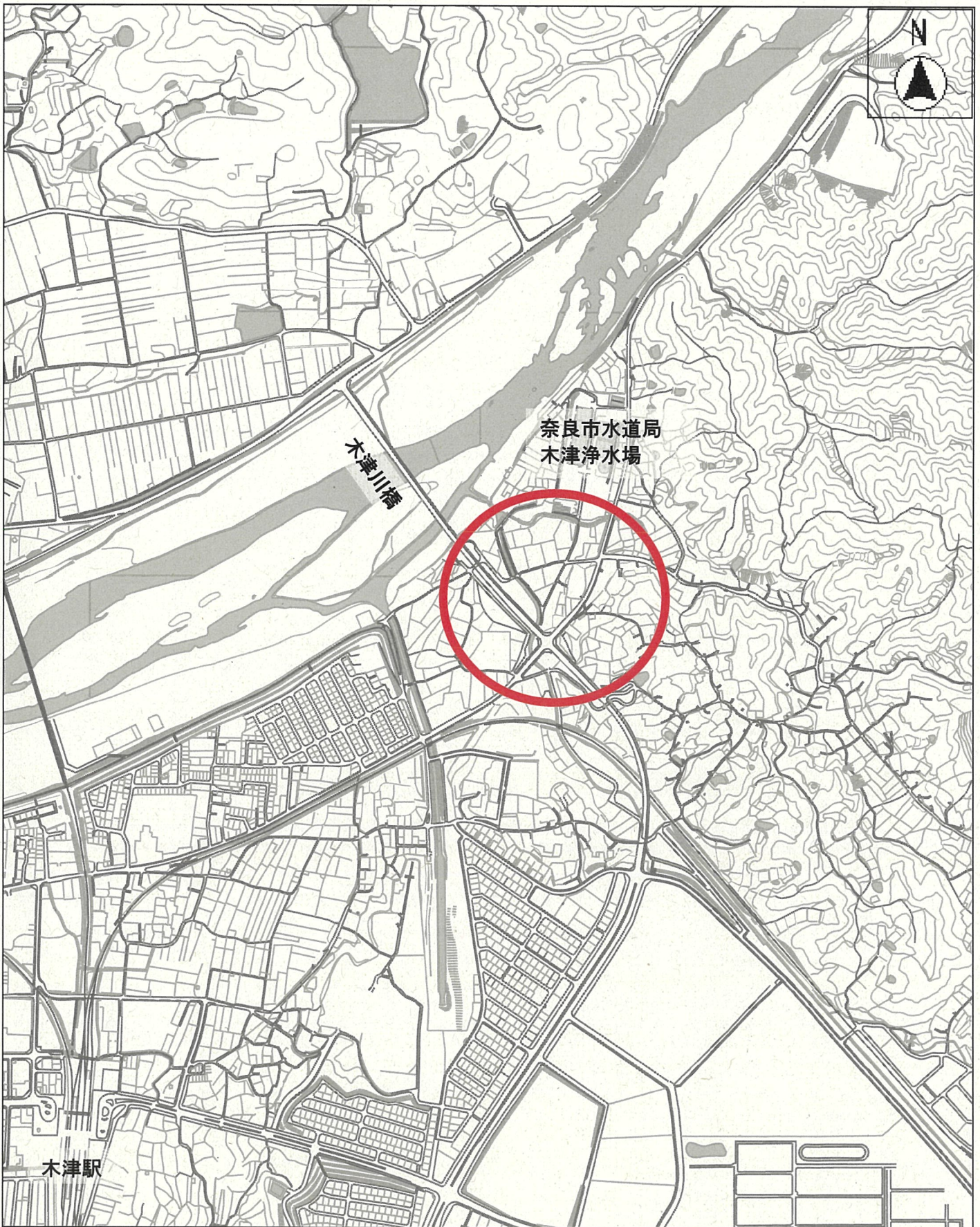
京都府が管理している東中央線の築造に伴い、市道の路線の形状が変更になったため当該路線を認定するものです。

別紙

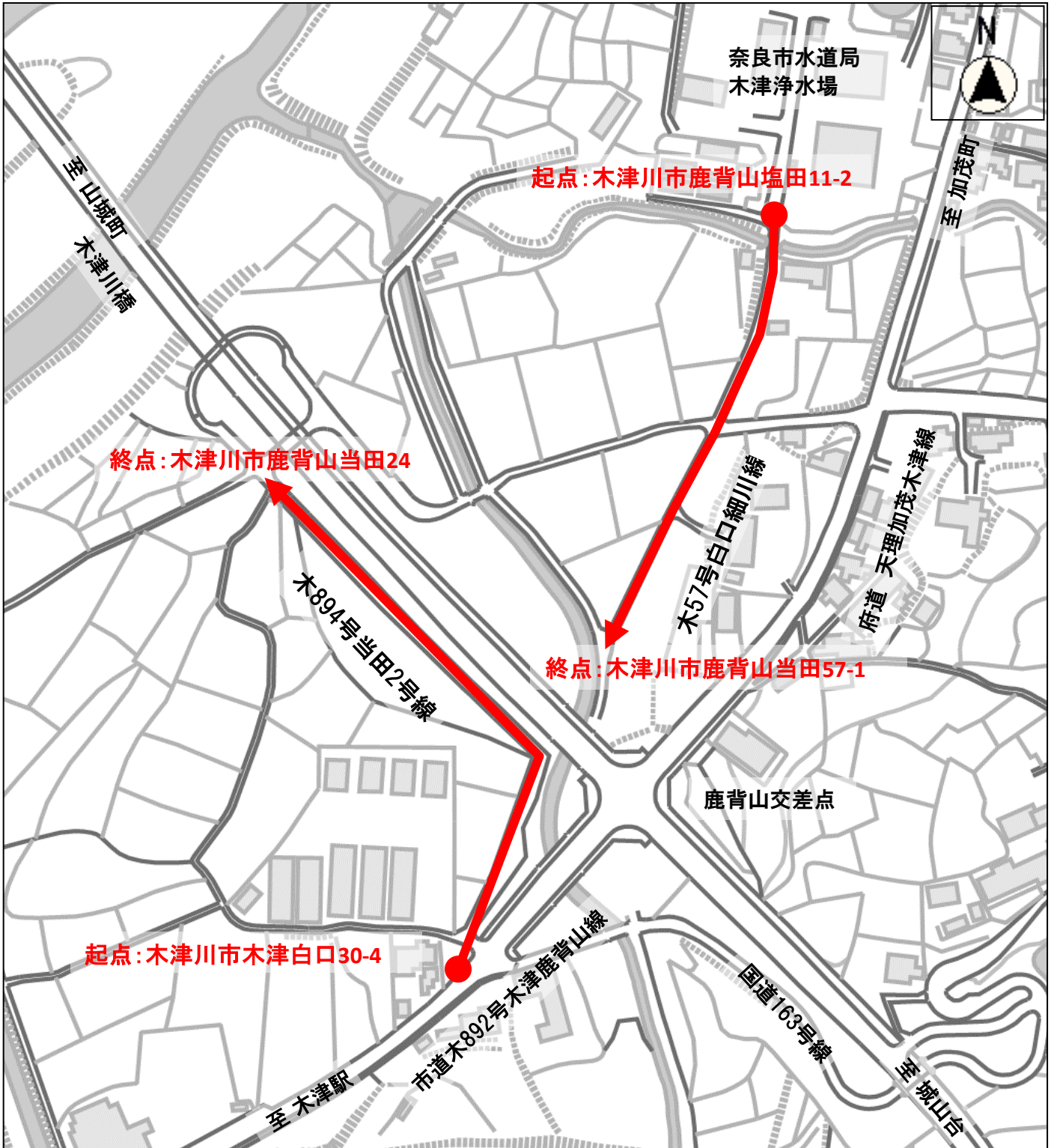
市道の路線の認定について

路線番号	路線名	区 間	重要な経過地
木57号	白口細川線	木津川市鹿背山塩田11番2地先から 木津川市鹿背山当田57番1地先まで	
木894号	当田2号線	木津川市木津白口30番4地先から 木津川市鹿背山当田24番地先まで	

参考資料(議案第47号) 認定位置図



参考資料(議案第 47号) 認定箇所図



路線番号	路線名	区間	延長(m)	幅員(m)
木57号	白口細川線	木津川市鹿背山塩田11番2地先まで 木津川市鹿背山当田57番1地先まで	185.0	2.2~3.0
木894号	当田2号線	木津川市木津白口30番4地先から 木津川市鹿背山当田24番地先まで	247.9	2.5~6.0